

郵便等による不在者投票制度

東大阪市選挙管理委員会

■郵便等による不在者投票制度とは？

選挙人で身体に重度の障害がある方が、『その現在する場所』で不在者投票をして、これを「郵便等により送付」する方法で行う制度です。

■郵便等による不在者投票のできる方は？

この制度の適用を受ける選挙人の範囲は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫若しくは肝臓又は移動機能の障害の程度が次に該当する方、あるいは介護保険の被保険者証の交付を受けている方で、要介護状態区分が次に該当する方に限られます。

◎身体障害者手帳の交付を受けている方で、

手帳に、両下肢、体幹又は移動機能の障害については「1級」又は「2級」、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害については「1級」又は「3級」、免疫若しくは肝臓の障害にあつては「1級」から「3級」までである者として記載されている方（あるいは、障害の程度がこれらの障害の程度に該当するという東大阪市長の証明を受けた方）

◎戦傷病者手帳の交付を受けている方で、

手帳に、両下肢又は体幹の障害については、「特別項症～第2項症」まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害については、「特別項症～第3項症」までと記載されている方（あるいは、障害の程度がこれらの障害の程度に該当するという東大阪市長の証明を受けた方）

◎介護保険の被保険者証の交付を受けている方で、

被保険者証に、要介護状態区分が「要介護5」である者として記載されている方

■郵便等による不在者投票を行うための手続きは？

①前記に該当する方が、「郵便等による不在者投票」をしようとするときは、まず、あらかじめ選挙人名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に対して、郵便等投票証明書の交付を申請してください。

この申請は、郵便等投票証明書交付申請書に所定の事項を記載(氏名欄は、自分で書いてください。)して、これに前記の手帳等を添えて行ってください。

(注意) この証明書の交付申請は、いつでもできますので、選挙前のなるべく早い時期に手続きを済ませてください。

②「郵便等投票証明書」は、「郵便等」で選挙人の手元まで届けられます。証明書の有効期間は、7年間（ただし、介護保険の被保険者証による申請の場合はその被保険者証の有効期間まで）で、この間の各種の選挙に使用することができます。

なお、有効期間経過後は同様の方法で、更新手続きが必要です。

③次に投票用紙等請求書に所定の事項を記載(この場合も氏名欄は自分で書いてください。)して、併せて前記①の「郵便等投票証明書」を選挙管理委員会に提示して、投票用紙等の交付を請求してください(この請求は前記①の郵便等投票証明書の交付申請と同時にしていただくこともできます)。

上記の申請や請求は、代理人が選挙管理委員会に来ていただいても、郵送で行っていただいてもかまいません。

■郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、身体障害者手帳あるいは戦傷病者手帳に、上肢または視覚の障害の程度が、「1級」あるいは「特別項症～第2項症」までと記載されている方(あるいは、障害の程度がこれらの障害の程度に該当するという東大阪市長の証明を受けた方)は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に、証明書の申請や投票用紙等の請求に関する記載、投票に関する記載をさせることができます。

すでに郵便等投票証明書をお持ちの方は、代理記載人の届出が必要ですので、選挙管理委員会までご連絡ください。新たに郵便等投票証明書を申請される方は、証明書の申請と代理記載人の届出を同時に行うことができますので、選挙管理委員会までお申し出ください。

このことに関する問合せ先
東大阪市選挙管理委員会事務局
06(4309)3287
東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 16階